

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【公開番号】特開2008-306741(P2008-306741A)

【公開日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-050

【出願番号】特願2008-178515(P2008-178515)

【国際特許分類】

H 04 B 1/707 (2006.01)

H 04 W 52/18 (2009.01)

【F I】

H 04 J 13/00 D

H 04 Q 7/00 4 3 7

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月1日(2009.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】移動局、送信電力制御方法及び移動通信システム

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の参照用送信フォーマット及び複数の通常送信フォーマットに基づいて、誤り訂正符号化処理を用いて、上りユーザデータを送信するエンハンスト個別物理データチャネルの送信電力を制御する送信電力制御方法で用いられる移動局であって、

前記参照用送信フォーマットは、参照用送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す参照用ゲインファクタを含み、

前記通常送信フォーマットは、通常送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す通常ゲインファクタを含み、

無線回線制御局からの制御情報に基づいて、前記複数の参照用送信フォーマットの参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタ、及び、前記複数の通常送信フォーマットの通常送信データブロックサイズを決定する決定部と、

所定の参照用送信フォーマットに含まれる参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタと、各通常送信データブロックサイズとに基づいて、該各通常送信データブロックサイズを含む通常送信フォーマットの通常ゲインファクタを算出するゲインファクタ算出部とを具備し、

決定された前記参照用送信データブロックサイズ及び通常送信データブロックサイズのうち、最小の送信データブロックサイズが、参照用送信データブロックサイズでない場合

、前記ゲインファクタ算出部は、最小の参照用送信データブロックサイズを含む参照用送信フォーマットに基づいて、2番目に小さい参照用送信データブロックサイズよりも小さい通常送信データブロックを含む通常送信フォーマットのゲインファクタを算出することを特徴とする移動局。

【請求項2】

1つ又は複数の参照用送信フォーマット及び複数の通常送信フォーマットを含むゲインファクタ対応表を参照して、誤り訂正符号化処理を用いて、上りユーザデータを送信するエンハンスト個別物理データチャネルの送信電力を制御する送信電力制御方法であって、

前記参照用送信フォーマットは、参照用送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す参照用ゲインファクタを含み、

前記通常送信フォーマットは、通常送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す通常ゲインファクタを含み、

移動局が、無線回線制御局からの制御情報に基づいて、前記ゲインファクタ対応表に、前記1つ又は複数の参照用送信フォーマットの参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタ、及び、前記複数の通常送信フォーマットの通常送信データブロックサイズを記憶する工程と、

前記移動局が、予め定められた数式と、特定の参照用送信フォーマットに含まれる参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタとに基づいて、特定の通常送信データブロックサイズを含む通常送信フォーマットの通常ゲインファクタを算出する工程とを有し、

前記ゲインファクタ対応表において、最小の送信データブロックサイズを含む送信フォーマットが、参照用送信フォーマットでない場合、前記移動局は、最小の参照用送信データブロックサイズを含む参照用送信フォーマットに基づいて、2番目に小さい参照用送信データブロックサイズよりも小さい通常送信データブロックを含む通常送信フォーマットのゲインファクタを算出することを特徴とする送信電力制御方法。

【請求項3】

1つ又は複数の参照用送信フォーマット及び複数の通常送信フォーマットを含むゲインファクタ対応表を参照して、誤り訂正符号化処理を用いて、上りユーザデータを送信するエンハンスト個別物理データチャネルの送信電力を制御する移動通信システムであって、

前記参照用送信フォーマットは、参照用送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す参照用ゲインファクタを含み、

前記通常送信フォーマットは、通常送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す通常ゲインファクタを含み、

移動局は、無線回線制御局からの制御情報に基づいて、前記ゲインファクタ対応表に、前記1つ又は複数の参照用送信フォーマットの参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタ、及び、前記複数の通常送信フォーマットの通常送信データブロックサイズを記憶するように構成されており、

前記移動局は、予め定められた数式と、特定の参照用送信フォーマットに含まれる参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタとに基づいて、特定の通常送信データブロックサイズを含む通常送信フォーマットの通常ゲインファクタを算出するように構成されており、

前記ゲインファクタ対応表において、最小の送信データブロックサイズを含む送信フォ

ーマットが、参照用送信フォーマットでない場合、前記移動局は、最小の参照用送信データブロックサイズを含む参照用送信フォーマットに基づいて、2番目に小さい参照用送信データブロックサイズよりも小さい通常送信データブロックを含む通常送信フォーマットのゲインファクタを算出するように構成されていることを特徴とする移動通信システム。

【請求項4】

複数の参照用送信フォーマット及び複数の通常送信フォーマットに基づいて、誤り訂正符号化処理を用いて、上りユーザデータを送信するエンハンスト個別物理データチャネルの送信電力を制御する移動通信システムであって、

前記参照用送信フォーマットは、参照用送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す参照用ゲインファクタを含み、

前記通常送信フォーマットは、通常送信データブロックサイズ、及び、エンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電力比或いはエンハンスト個別物理データチャネルと個別物理制御チャネルとの送信電波振幅比を示す通常ゲインファクタを含み、

移動局は、無線回線制御局からの制御情報に基づいて、前記複数の参照用送信フォーマットの参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタ、及び、前記複数の通常送信フォーマットの通常送信データブロックサイズを決定するように構成されており、

前記移動局は、所定の参照用送信フォーマットに含まれる参照用送信データブロックサイズ及び参照用ゲインファクタと、各通常送信データブロックサイズとに基づいて、該各通常送信データブロックサイズを含む通常送信フォーマットの通常ゲインファクタを算出するように構成されており、

決定された前記参照用送信データブロックサイズ及び通常送信データブロックサイズのうち、最小の送信データブロックサイズが、参照用送信データブロックサイズでない場合、前記移動局は、最小の参照用送信データブロックサイズを含む参照用送信フォーマットに基づいて、2番目に小さい参照用送信データブロックサイズよりも小さい通常送信データブロックを含む通常送信フォーマットのゲインファクタを算出するように構成されていることを特徴とする移動通信システム。